

## 発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2023年8月31日

【発行者の名称】

株式会社アスマーク  
(ASMARQ Co., Ltd.)

【代表者の役職氏名】

代表取締役 町田 正一

【本店の所在の場所】

東京都渋谷区東一丁目32番12号

【電話番号】

(03)5468-8181

【事務連絡者氏名】

取締役管理部長 飯田 恭介

【担当 J-A d v i s e r の名称】

フィリップ証券株式会社

【担当 J-A d v i s e r の代表者の役職氏名】

代表取締役社長 永堀 真

【担当 J-A d v i s e r の本店の所在の場所】

東京都中央区日本橋兜町4番2号

【担当 J-A d v i s e r の財務状況が公表される  
ウェブサイトのアドレス】

<https://www.phillip.co.jp/>

【電話番号】

(03)3666-2101

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market

なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

株式会社アスマーク

<https://www.asmarq.co.jp/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

【公表されるホームページのアドレス】

## 【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいます。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部第3 4 【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

## 第一部【企業情報】

### 第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

### 第2【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第20期中	第21期中	第22期中	第20期	第21期
会計期間	自2020年 12月1日 至2021年 5月31日	自2021年 12月1日 至2022年 5月31日	自2022年 12月1日 至2023年 5月31日	自2020年 12月1日 至2021年 5月31日	自2021年 12月1日 至2022年 11月30日
売上高 (千円)	1,684,846	2,044,612	2,290,507	3,354,907	3,892,498
経常利益 (千円)	158,283	283,884	303,208	225,325	318,955
中間(当期)純利益 (千円)	162,504	189,498	220,684	196,426	178,883
純資産額 (千円)	560,782	784,202	1,002,907	594,703	777,041
総資産額 (千円)	1,309,166	1,481,645	1,833,737	1,337,073	1,631,496
1株当たり純資産額 (円)	560.78	784.20	994.27	594.70	777.04
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	162.51	189.50	220.68	196.43	178.88
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	—	182.15	212.92	—	172.11
自己資本比率 (%)	42.8	52.9	54.2	44.5	47.4
自己資本利益率 (%)	33.9	27.5	25.0	39.6	26.1
株価収益率 (倍)	—	5.8	5.0	—	6.1
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	216,286	228,208	369,966	330,836	266,887
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△8,825	△25,088	△34,641	△40,141	△25,944
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△58,770	△36,532	△34,040	△277,500	△70,294
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	701,924	733,016	1,038,362	566,429	737,077
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	246 (81)	249 (81)	282 (86)	250 (82)	264 (82)

(注) 1. 当社は(中間)連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、当社は2022年1月31日に東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場したため、第21期における潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益は、新規上場日から中間会計期間(事業年度)末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。また、第20期は、潜在株式が存在するものの、第20期において当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できいため記載しておりません。

3. 株価収益率については、第20期において当社株式が非上場であったため記載しておりません。
4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を（ ）外数で記載しております。
6. 第20期（中間）の中間財務諸表につきましては、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第20期の財務諸表及び第21期（中間）の中間財務諸表につきましては、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、それぞれ有限責任監査法人トーマツの監査及び中間監査を受けております。

## 2 【沿革】

当社創業者、代表取締役町田正一は、1998年12月、本格的なインターネットの普及に伴う社会構造の変化をビジネスチャンスと捉え、オンライン経由でアンケートのやりとりを可能とするパネル会員組織(D style web(dstyleweb.com))（注1）の構築を開始いたしました。その後、当該パネル会員組織の基盤を整え、クライアントニーズを満たすビジネスを本格的に推進していくことを目的として、2001年12月、「生活者の意見を正確にお客様にご提供する」をミッションに掲げ、マーケティング・リサーチサービスを軸とした社会への貢献を目指し、当社の前身である有限会社マーシュ（現株式会社アスマーク（注2））を設立いたしました。

年月	事項
1998年12月	東急田園都市線沿線を中心としたパネル会員組織を構築し始め、情報コミュニティーサイト(D style web)の運営を開始
2001年12月	東京都世田谷区玉川台において有限会社マーシュを設立 パネル・リクルーティングサービスを開始
2004年3月	有限会社マーシュから株式会社マーシュに組織変更 オンライン・リサーチサービス（注3）を開始
2005年4月	社団法人日本マーケティング・リサーチ協会に加盟（正会員）
2006年2月	本社を東京都世田谷区三軒茶屋に移転 プライバシーマークを取得（登録番号 第12390094）
2011年10月	本社を東京都世田谷区駒沢に移転
2014年1月	本社を東京都渋谷区渋谷に移転 八戸事業所を開設
2016年5月	オフライン・リサーチサービス（注4）を開始
2016年9月	大阪事業所を開設
2017年7月	福岡事業所を開設
2018年11月	商号を株式会社アスマークに変更 本社を東京都渋谷区東に移転
2018年12月	外国人専門パネルサイト「e-gaikokujin Recruiting」の運用を開始し、在日外国人を対象としたリサーチサービスを拡充
2019年6月	マーケット・リサーチ（市場・世論・社会調査）サービスに関する製品認証規格「ISO 20252」を取得
2019年11月	大阪事業所を大阪府大阪市中央区内本町に移転 八戸事業所を青森県八戸市三日町に移転
2020年6月	HRテックサービス（注5）「Humap（ヒューマップ）」をリリース
2020年9月	仮想バックルームを実装したオンラインインタビューツール「i-PORT voice」をリリース
2021年12月	横浜事業所を開設
2022年1月	東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに株式を上場
2022年9月	オリジナルチャットインタビューツール「i-PORT chat」をリリース
2022年12月	長岡事業所を開設

- （注） 1. パネル会員組織とは、当社が運営するアンケートサイト「D style web (dstyleweb.com)」に会員登録をしていて、定期的に配信されるアンケートに回答をする集団です。
2. アスマーク (ASMARQ) は、明日・未来 (AS) と、マーケティング (Marketing) 及び、高品質 (Quality)・探究 (Quest) を組み合わせた造語で、輝く未来への架け橋となる、質の高いマーケティングサービスを探究していく、という意味合いが込められております。
3. オンライン・リサーチとは、インターネットを活用して消費者パネルと質問・回答のやりとりを行い定量的なデータを取得する手法です。
4. オフライン・リサーチとは、会場調査や訪問調査、座談会等リアルな現場において消費者から意見を聴取する手法です。
5. HRとは、Human Resource（人材資源）の略称です。

### 3 【事業の内容】

当社は、マーケティング・リサーチ事業を基軸として、昨今の労働人口の縮小する日本の大きな課題解決に対し、具体的な答えとノウハウを提供し貢献することを目的として各サービス展開を図っております。セグメントは、マーケティング・リサーチ事業の単一セグメントであります、事業の詳細は、次の通りであります。

#### マーケティング・リサーチ事業

当社は、「自社独自の価値を創造し続け、独創的で高品質なマーケティング・リサーチサービスを提供する企業として顧客・リサーチ業界の発展に貢献する」を企業ビジョンのひとつとして掲げており、国内外において、マーケティング・リサーチに関するサービスを提供しております。

マーケティング・リサーチとは、企業や公共機関が、消費者が本当に望んでいるもの、本当に魅力を感じていただけるものを作るための情報を科学的に集め、分析し、商品計画等に反映させる手法です。

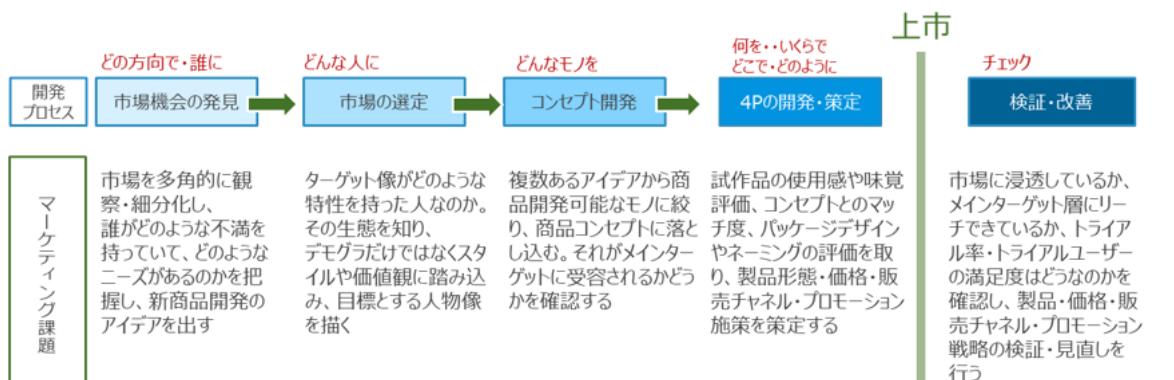
マーケティング・リサーチ市場における調査は、会場調査や訪問調査、座談会等リアルな現場において消費者から意見を聴取する手法（オフライン・リサーチ）と、インターネットを活用して消費者パネルと質問・回答のやりとりを行い定量的なデータを取得する手法（オンライン・リサーチ）に大別されますが、当社は国内外における顧客ニーズに合わせた双方の手法を網羅したサービスを有しております。

#### [当社のマーケティング・リサーチサービス]

一般的に企業が、新商品・新サービスを開発する際には、マーケティング・プロセスと呼ばれる過程を経て、世の中に販売（上市）されます。どの市場（市場機会の発見）、どんな人に（市場の選定）、どんなモノを（コンセプト開発）、何をいくらで、どこでどのように（4P（注）の開発・策定）販売すれば消費者に受け入れられるかを検証することが重要となり、上市した後のプロモーションの効果検証、改善についてもマーケティング・プロセスの一環となります。

当社では、そのマーケティング・プロセスにおいて必要な解決方法をすべて網羅的に有しており、顧客のマーケティング課題に合わせて、課題整理、調査企画・設計、調査実施、集計・分析、レポート作成に至るまで、リサーチの川上から川下まで、マーケティング・プロセスにおけるトータルサポートを可能にしています。

#### 新商品・新サービス開発におけるマーケティング・プロセスで必要な調査ソリューションをすべて網羅的に有している



(注) 4PとはProduct（製品）、Price（価格）、Place（流通）、Promotion（販売促進）の4つの要素を表すマーケティング用語をいいます。

#### [当社のサービス]

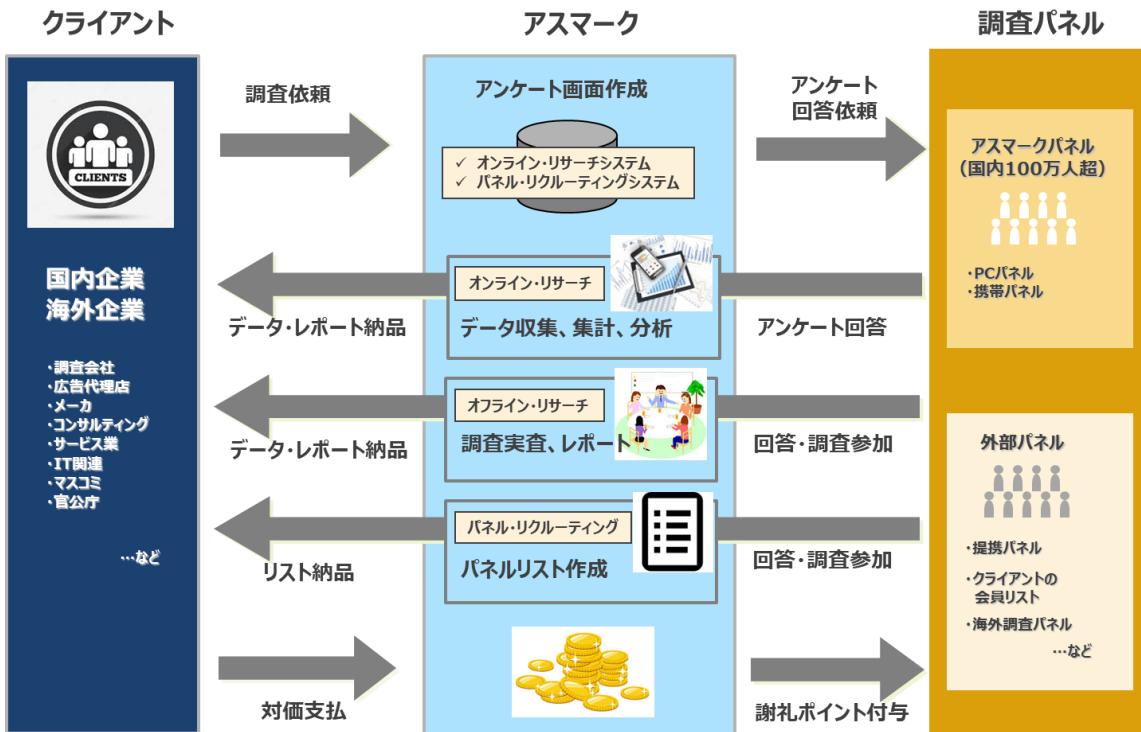
当社事業の内容は、オンライン・リサーチ、オフライン・リサーチ、パネル・リクルーティングの各サービスに大別されます。

オンライン・リサーチサービスとは、課題整理を始めとして WEB 調査表作成、依頼メール配信、実査（回答データ収集）、集計、調査レポート作成にいたる一連の業務です。

オフライン・リサーチサービスとは、WEB 上での対象者リクルーティング、オフライン・リサーチ実査、集計、調査レポート作成にいたる一連の業務です。

パネル・リクルーティングサービスとは、クライアント自身がオフライン・リサーチを実施する際に、調査対象者を WEB 上でリクルーティングして、パネルを実査会場へ誘導するまでの一連の業務です。

以上の説明を事業系統図によって示すと次のようにになります。



[オンライン・リサーチサービスの流れ]

① 課題整理	顧客のビジネス課題、調査背景、目的をヒアリングし、当該調査目的を達成する手法を整理します。
② 調査企画・設計	当該調査目的を加味して調査票を設計します。
③ WEB調査票作成	設計した調査票をWEB画面上でアンケート作成します。
④ 依頼メール配信	作成したアンケートを調査対象となるパネルに配信します。
⑤ 実査（回答データ収集）	パネルが回答したアンケートデータをリサーチシステム上で収集します。
⑥ 集計・分析	収集した回答データを基に、集計・分析業務を実行します。
⑦ レポート納品	クライアントに気づきを与える形でレポートにまとめ納品します。

[オフライン・リサーチサービスの流れ]

① 課題整理	顧客のビジネス課題、調査背景、目的をヒアリングし、当該調査目的を達成する手法を整理します。
② 調査企画・設計	当該調査目的を加味して、リサーチ手法ごとに定量調査（注1）であれば調査票の設計、定性調査（注2）であればインタビューフローの設計をします。
③ WEB上での対象者リクルーティング	当該リサーチ実査を実施するにあたって、対象者条件に合致するパネルを選出して、実査参加者を確定します。
④ オフライン・リサーチ実査	定量調査・定性調査それぞれの分野に精通したリサーチ人材が、手法ごとに実地での定量調査、定性調査を実施します。
⑤ 集計・分析	収集した回答データを基に、集計・分析業務を実行します。
⑥ レポート納品	クライアントに気づきを与える形でレポートにまとめ納品します。

- (注) 1. 定量調査とは収集されたデータを数値化することを想定した上で設計された調査で、調査結果は統計学的に分析する調査方法です。アンケート調査がその代表的な手法です。
2. 定性調査とは対象者から発せられる生の言葉や行動、あるいは観察者が見たままの状態や印象等、ことばや文章あるいは写真といった数値化できないデータの収集を目的とした調査方法です。直に顔をあわせ、質問を繰り返すことで消費者の生の声や深層心理を読み解くことができます。

[パネル・リクルーティングサービスの流れ]

① 課題整理	顧客のビジネス課題、調査背景、目的をヒアリングし、当該調査目的を達成する手法を整理します。
② WEB上での対象者リクルーティング	当該リサーチ実査を実施するにあたって、対象者条件に合致するパネルを選出して、参加者を確定します。
③ 実査会場までの誘導	実査当日、対象者が会場に、時間に遅れることなく到着できるよう誘導します。

[当社の有するリサーチ手法]

当社は、顧客のマーケティング課題に対して、商品・サービス開発段階のフェーズごとに網羅的なリサーチサービスを有している一方で、それを有効的に活用するために、場面に合わせて調査手法を使い分けています。

調査種類	調査手法	内容
定量調査	オンライン・リサーチ	調査対象者に対して、WEB上でアンケートを実施するサービスです。
	会場調査	会場に調査対象者を集めて、アンケートを実施するサービスです。
	ホーム・ユース・テスト	調査対象者の自宅にテスト品を送付し、試用しながらアンケートを実施するサービスです。
	電話調査	調査対象者に対して、電話でアンケートを実施するサービスです。
	郵送調査	調査対象者に対して、アンケートを郵送して回答を収集するサービスです。
定性調査	グループ・インタビュー	6~8名程度の調査対象者を集めて、グループディスカッションをしながらインタビューを実施するサービスです。
	デプス・インタビュー	調査対象者に1対1でインタビューを実施するサービスです。
	オンライン・インタビュー	自社開発のオンラインインタビューツール「i-PORT voice」を活用しインタビューを実施するサービスです。
	訪問調査	調査対象者の自宅に訪問してインタビューを実施するサービスです。
その他	リクルーティング	顧客の調査ニーズに応じた調査対象者を集めるサービスです。(調査は顧客自身で実施)
	海外調査	海外顧客における国内調査、国内顧客における海外調査を実施するサービスです。

[当社特有のオンラインインタビューツールについて]

当社は、2020年9月に仮想バックルームを実装したオンラインインタビューツール「i-PORT voice」をリリースしております。本ツールは、オンラインでも高品質で快適な定性調査を実現できる、当社のオリジナルシステムとなります。当社では、以前より定性調査をオンラインで実現することに取り組んでまいりました。「i-PORT voice」とは、新型コロナ禍以降でも、数多く実績のオンライン定性調査を誇る当社が、実務経験を活かし開発した、調査会社としては初めてのオンラインインタビューシステムとなり、調査モニターとの対面インタビューや分析を得意とし、バックルーム環境の充実や、モデレーター目線など、リアルな使い心地を追求して設計されております。

[当社の品質管理について]

当社は、マーケット・リサーチ（注1）サービスに関する国際規格である「ISO 20252」（注2）を取得（注3）しております、当社内における本規格が要求する業務プロセスを実行することによりクライアントに信頼性の高いサービスを提供しております。一方、クライアントは、当社に発注することにより、国際規格に準拠した業務プロセスによって提供される、確かな品質のマーケティング・リサーチサービスを受けることが可能となります。本規格は、「高品質」を謳ってきた当社のサービスに対する、第三者が行う評価に基づいた客観的な裏付けとなっており、当社サービスに対する信頼性が高まっております。



- (注) 1. マーケット・リサーチは市場調査（マーケティング・リサーチ）、世論調査、社会調査における調査種別の総称をいいます。
2. 「ISO 20252」はマーケティング・リサーチサービスに特化したISO規格であり、2006年にISO（国際標準化機構）で制定された国際規格です。
3. 当該取得における認証範囲（認証区分）は下記となります。
- ・認証区分P：定量調査データ収集・・・オンライン・リサーチ業務（付帯するHUTの運営を含む）
  - ・認証区分Q：定性調査データ収集・・・パネル・リクルーティング業務（付帯するFGI及びCLTの運営を除く）

[当社のクライアントについて]

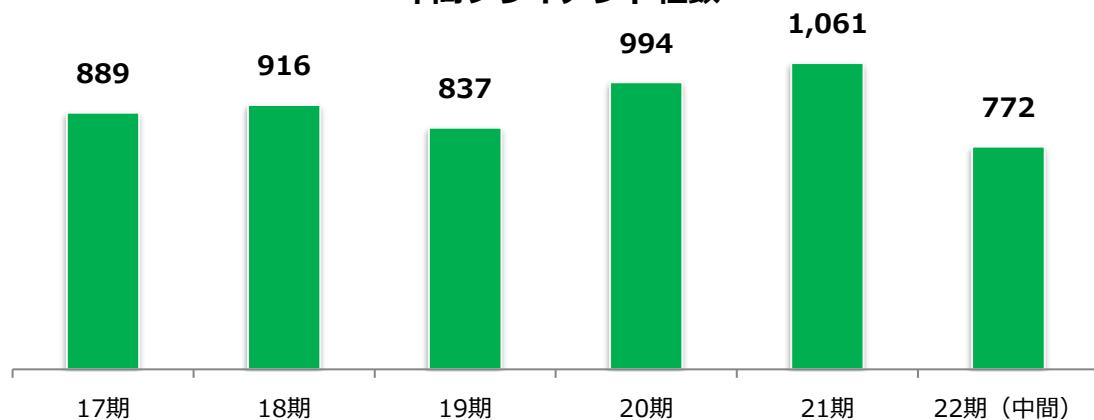
当社のリサーチを利用する顧客は、調査会社、広告代理店、一般消費財メーカー、マスコミ関連企業等があります。なお、2022年11月末現在、クライアント社数は、1,061社、クライアント窓口数（注1）は、2,371窓口となります。

クライアント数の推移（注2）

期	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期 (中間)
決算年月	2018年11月	2019年11月	2020年11月	2021年11月	2022年11月	2023年5月
クライアント社数 (社)	889	916	837	994	1,061	772
クライアント窓口数 (窓口)	2,015	2,057	1,909	2,239	2,371	1,547

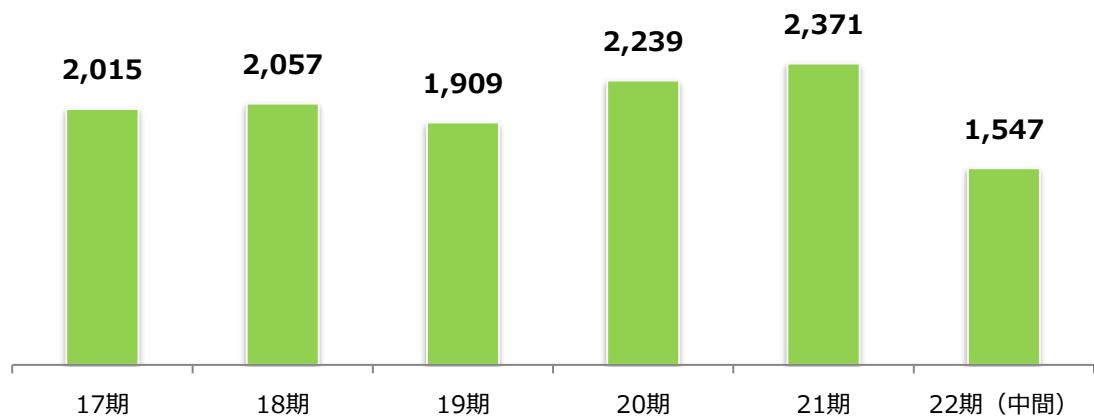
単位: 社

年間クライアント社数



単位: 窓口

年間取引窓口数



(注) 1. クライアント窓口数は当社の顧客データベースに登録されている取引口座数をいいます。当社が提供しているサービスの性格上、当社に発注するクライアントは複数部署に跨るケースが多いことから、社数とともに窓口数を併記しております。

2. 数値は各決算期ごとに集計された累積値です。

## [当社のリサーチ・パネル]

当社の事業において、パネルの質と量は非常に重要な要素であります。2023年5月末現在、有効パネル数（注1）は、100万人超となっており、国内でも大規模な自社パネル基盤を有しております。パネルの属性につきましては、年齢別で30代～40代が全体の約5割を占めており、また男女比につきましては、男性が46%、女性が54%となっております。パネルは様々なジャンルの多数のサイトから集め、パネル獲得に要する費用の低コスト化に努めております。

また当社では、パネルポイント制度（注2）を導入し、パネルのモチベーション維持に努めるとともに、定期的なパネルとのコミュニケーション、グレーパネル（注3）を排除する等の対策を講じることにより、パネルの質の向上にも努めております。

当社のリサーチ専用パネル（D style webパネル）は、アンケート依頼が電子メールで届くと、個々のMyページからアンケート画面にアクセスし、協力する調査ごとにアンケート回答します。オンライン調査の場合は、回答すると、アンケートの分量に応じて定められたポイントが付与され、一定ポイント以上貯まると、現金、電子マネー、Amazonギフト券などと交換することができます。オフライン調査の場合は、アンケートに回答した日程で実施される調査に参加すると、その場で現金謝礼を受け取ることができます。

なお、当社が募集したパネルは、当社が依頼するアンケートの回答のみを行っており、企業の広告や販売促進の対象としてダイレクトメールを受け取る等、アンケート以外の目的のために利用されることはありません。

## アスマーカパネル向けサイト dstyleweb.com

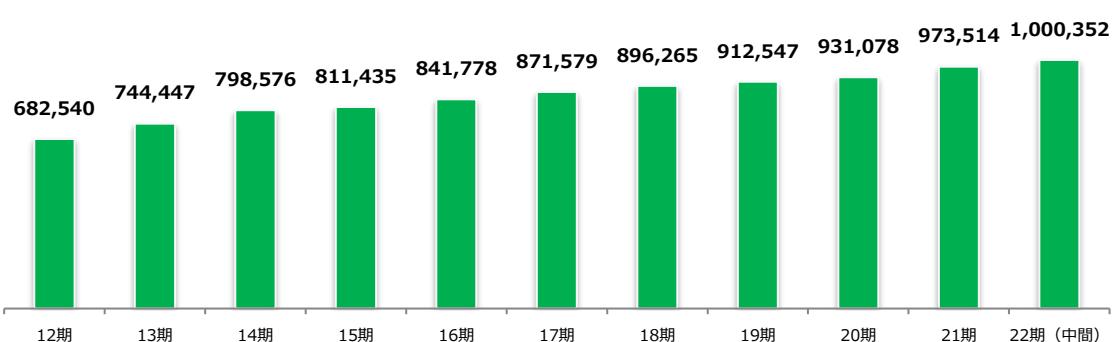


## パネルMyページ



単位: 人

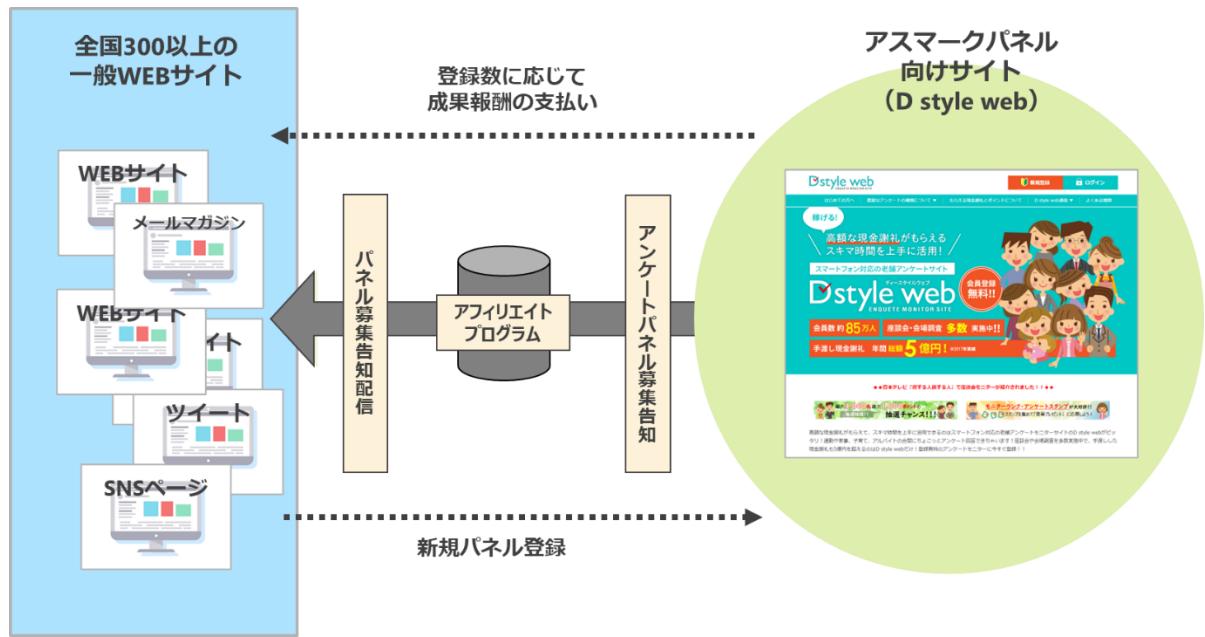
## パネル数推移



- （注） 1. 有効パネル数とはアンケートの依頼メールが正しく届かない不正な電子メールアドレス登録者やグレーパネルを除外したパネル数をいいます。
2. パネルポイント制度とはアンケートへの協力に応じてくれたパネルに対してポイントを付与し、一定のポイントが貯まった時点で現金、電子マネー等に交換できる制度です。このパネルポイントは、当社にとってはコストに相当するものでありますが、一定額に達した段階ですべてのパネルがポイント交換を要求するわけではなく、交換せずにそのままポイントを貯めるパネルもおります。そのため当社では、「ポイント引当金」を計上し、将来交換される見込額を引き当てております。
3. グレーパネルとは当社が依頼するアンケートに対し、著しく矛盾した回答をするパネルや意図的に回答データの精度を歪める回答をするパネルをいいます。

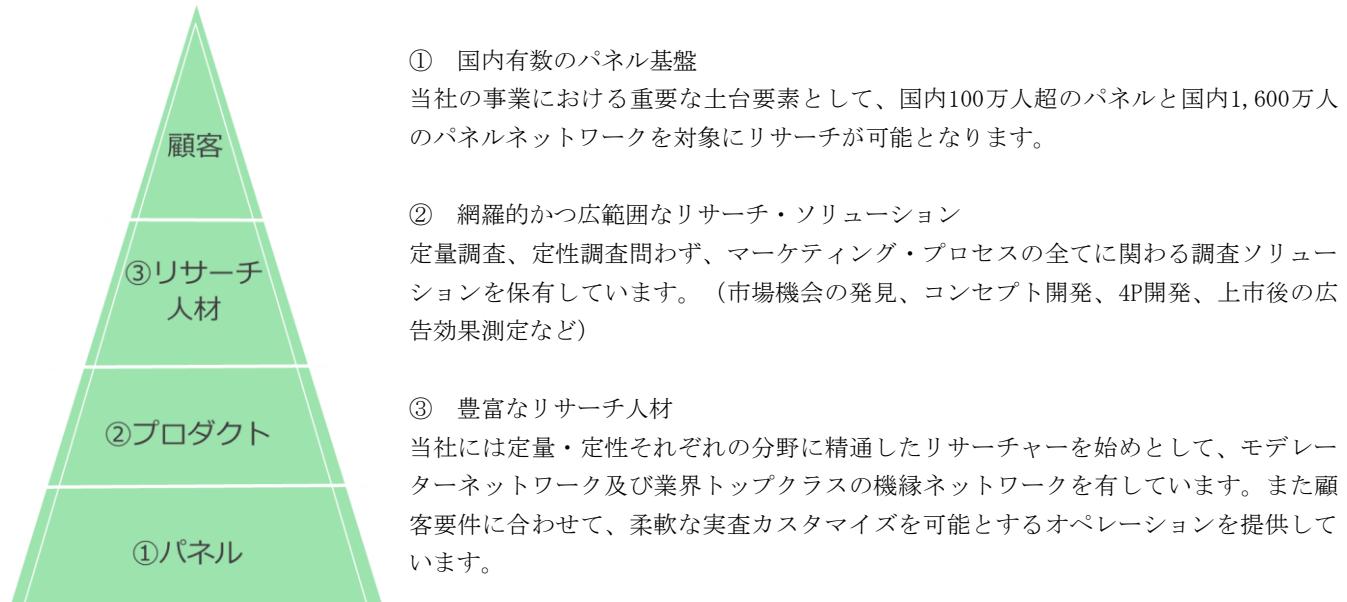
### [パネルの募集方法]

当社は、全国300以上の様々なジャンルのWEBサイトから、アフィリエイトプログラムを通じて随時D style webパネルの募集を行っています。インターネット利用者を代表するパネルを目指し、属性に偏りが発生しないよう注意してパネル構築を行っています。



### [顧客からの信頼について]

当社は、業界内では類を見ない柔軟なオペレーションと、網羅性のあるサービスを特徴としており、揺るぎない顧客基盤を形成しております。多種多様な業界との取引実績として年間取引社数は2022年11月期実績で1,061社となり、強固な信頼関係に裏付けられたリピート率（注）は95.3%となります。



（注） リピート率は（前年度に当社のサービスが提供され且つ請求書が交わされ、当該年度においても当社のサービスが提供され且つ請求書が交わされた年間売上高が500万円以上の当社の大口顧客数） ÷（前年度の年間売上高が500万円以上の当社の大口顧客数）で算出しております。2018年11月期から2022年11月期の5年間の平均値を集計しております。

### [HRテック事業]

昨今、少子高齢化が及ぼす労働人口の減少が、人材不足や採用難を引き起こし、日本企業において人材難が最重要課題のひとつだと捉えられています。従業員の会社に対する「愛着心」や「思い入れ」（エンゲージメント）を高め、人材の維持と社員の退職を引き留めるための施策を打ち続けることで、人材の流出を防ぐことが見込めると考えている中、当社ではこういった課題を解決するために、労働集約的な会社が往々にして抱えている従業員満足度に対する課題に向かい、自社内でもその課題に悩み、実践してきた経験と、今まで培ってきたマーケティング・ノウハウを融合したサービス「Humap（ヒューマップ）」を2020年6月にリリースしております。これは人事戦略のひとつとして、従業員のエンゲージメント／モチベーションの把握と、組織がどうあるべきなのかを知るために、社内コミュニケーションから業務効率までを解決するツールとなっており、求められる「働き方改革」と、近い将来、必ず直面する「労働人口不足」を解決するために、HRテックを活用した組織の働き方改革を応援するサービスです。

### [Humap のサービス]

マネジメント サービ	Pulsign（モチベーション管理）	従業員の状態を素早くキャッチ＆フォローし、低コストで手軽に活用できるツール。従業員満足度を測る際に用いられる調査手法「パルスサーベイ」を、当社がより「カンタン」「スピーディー」に実施する事を実現。
	CHheck（コンプライアンス対策）	手軽にコンプライアンスリスクを把握できるハラスマント防止サービス。アンケートで現状を俯瞰し、問題・課題を抽出後、結果に対する対策とその導入までを支援。
	ASQ（従業員満足度調査）	当社が提供するオリジナルのES調査（注1）サービス。1万人のベンチマークデータを元に、組織と社員個人をスコア化。問題点を明確にし、組織のあるべき姿への打ち手をご提案。オフィス・社員を4つのタイプに分類できる新しいES調査。
タレント マネジメント	Smileボーナス (エンゲージメント向上)	普段日の当たりににくい社員の『貢献』や『感謝』を可視化。社員同士で感謝をボーナスとして送りあえる、社員による社員のためのコミュニケーションツール。
	せきなび（座席管理ツール）	テレワーク、座席管理、フリーアドレス等にてすぐに使えるツール。多様化している「せき」（座席、所在 等）の管理機能でスマートな職場環境を実現。社員の顔写真やプロフィールを公開し、社内コミュニケーションの活性化にも貢献する。
業務効率化	RPA-work's HR（注2）	当社社内で実際に活用している人事RPAを、全ての企業へ活用可能にしたサービス。雇用契約、給与計算、36協定チェックなど、煩雑になりがちな業務の自動化をサポート。

(注) 1. ES調査とは、Employee Satisfaction（従業員満足度）に対する調査のことです。

2. RPAとは、Robotic Process Automationの略称で、事業プロセス自動化技術の一種です。

#### 4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

#### 5 【従業員の状況】

##### (1) 発行者の状況

2023年5月31日現在

従業員数(名)	282 (86)
---------	----------

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。  
2. 当社はマーケティング・リサーチ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

##### (2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第3【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当中間会計期間における世界経済は、中国経済がゼロコロナ政策解除により持ち直しているものの、米欧経済が物価高や金融引き締めの影響から緩やかな減速傾向にありました。米欧の物価上昇圧力は根強く、景気に対して引き締め的な金融政策運営が予想される中、中国によるペントアップ需要の顕在化が見込まれアジア諸国を中心に一定の景気下支え効果が期待されますが、中央政府主導の政策運営で持続的な成長を実現できるかについては不透明であり、世界経済の回復を下支えするかどうかは未知数な状況が継続しております。日本経済は、経済活動の正常化を背景に内需を中心に緩やかに持ち直し傾向にあります。個人消費が、物価高による下押しはあるものの、賃金上昇を追い風に回復が続くとみられ、設備投資においても、デジタル化・脱炭素化など、中長期視点の投資が着実に進むことが見込まれております。

このような経済環境のもと当社においては、引き続き業績が堅調に推移いたしました。クライアントによるマーケティング・リサーチ需要が高まりつつあることで、特に対面でのグループ・インタビューやデプスインタビューといったオフライン調査の受注が大きく伸長し、インターネットリサーチ及びオンラインインタビュー調査の受注も引き続き好調に推移いたしました。国内外における景気が不安定な情勢について依然として見通しが難しい中、引き続き環境変化に合わせた柔軟な対応を継続的に行っております。

この結果、当中間会計期間における売上高は 2,290,507 千円（前年同期比 12.0%増）、営業利益は 285,116 千円（前年同期比 1.9%減）、経常利益は 303,208 千円（前年同期比 6.8%増）、中間純利益は 220,684 千円（前年同期比 16.5%増）となりました。

なお、当社はマーケティング・リサーチ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）の残高は、前事業年度末と比較して 301,284 千円増加し、1,038,362 千円となりました。当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

##### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、369,966 千円の収入（前年同期は 228,208 千円の収入）となりました。これは主に税引前中間純利益 303,208 千円、減価償却費 14,703 千円、ポイント引当金の増加額 24,955 千円、売上債権の減少額 88,523 千円、仕掛品の減少額 39,218 千円などの資金の増加要因に対し、法人税等の支払額 92,667 千円、仕入債務の減少額 39,376 千円などの資金の減少要因があったことによるものであります。

##### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、34,641 千円の支出（前年同期は 25,088 千円の支出）となりました。これは、有形固定資産の取得による支出 12,477 千円、無形固定資産の取得による支出 21,935 千円などがあったことによるものであります。

##### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、34,040 千円の支出（前年同期は 36,532 千円の支出）となりました。これは、長期借入金の返済による支出 34,040 千円によるものであります。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社の事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

### (2) 受注実績

当社の事業は、概ね受注から納品までの期間が短く、受注実績の記載になじまないため記載を省略しております。

### (3) 販売実績

当中間会計期間の販売実績を示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	販売高（千円）	前年同期比（%）
マーケティング・リサーチ事業	2,290,507	112.0
合計	2,290,507	112.0

（注）主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上の相手先がいないため記載を省略しております。

## 3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社の対処すべき課題について、重要な変更はありません。

## 4 【事業等のリスク】

前回発行者情報を公表した 2023 年 2 月 28 日以降、当中間発行者情報提出日までにおいて、当中間発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は 2023 年 2 月 28 日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、当社株式の株東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

### 担当 J-Adviser との契約について

当社では、フィリップ証券株式会社を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2020 年 8 月 31 日にフィリップ証券株式会社との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

### < J-Adviser 契約解除に関する条項 >

当社（以下「甲」といいます。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券株式会社（以下「乙」といいます。）は J-Adviser 契約（以下「本契約」といいます。）を即日無催告解除することができる。

#### ①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1 年以内に債務超過の状態から脱却しえなかつたとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して 1 年を経過する日（当該 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」といいます。）において債務超過の状態から脱却しえなかつた場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該 1 年を経過した日から起算して 1 年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2 年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して 2 年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかつたとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び、b に定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

(a) TOKYO PRO Marketの上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告

を受けた日)

- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合 (③ b の規定の適用を受ける場合を除く。)  
は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為 (i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為) を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合 (当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合) において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合  
b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨 (天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。) が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行なう又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策 (以下「ライツプラン」という。) のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てるかの導入 (実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てる場合を除く。)
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることはできないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定 (持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式 (取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。) の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300% を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれがないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑯その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは株東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いざれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかつたときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いざれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を株東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中に於ける将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間会計期間末における流動資産の残高は 1,475,852 千円で、前事業年度末に比べ 172,555 千円増加しております。これは主に、売掛金が 91,209 千円減少したものの、現金及び預金が 301,284 千円増加したことによるものであります。

(固定資産)

当中間会計期間末における固定資産の残高は 357,885 千円で、前事業年度末に比べ 29,685 千円増加しております。これは主に、無形固定資産が 13,419 千円増加、繰延税金資産が 26,064 千円増加したことによるものであります。

(流動負債)

当中間会計期間末における流動負債の残高は 737,213 千円で、前事業年度末に比べ 65,752 千円減少しております。これは主に、ポイント引当金が 24,955 千円、未払法人税等が 15,921 千円増加したものの、買掛金が 39,376 千円、1年内返済予定の長期借入金が 34,040 千円、賞与引当金が 24,726 千円減少したことによるものです。

(固定負債)

当中間会計期間末における固定負債の残高は 93,616 千円で、前事業年度末に比べ 42,127 千円増加しております。これは主に、その他固定負債が 38,308 千円増加したことによるものです。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産の残高は 1,002,907 千円で、前事業年度末に比べ 225,865 千円増加しております。当中間会計期間の中間純利益 220,684 千円を計上したことによつて、繰越利益剰余金が 220,684 千円、新株予約権が 5,181 千円増加したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

「1 【業績等の概要】 (1) 業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

「1 【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

## 第4 【設備の状況】

### 1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はございません。

### 2 【設備の新設、除却等の計画】

#### (1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

#### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第5 【発行者の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(株) (2023年5月31日)	公表日現在発行数(株) (2023年8月31日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	東京証券取引所 TOKYO PRO Market	単元株式数 100株
計	4,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	—	—

(注) 1. 未発行株式数には、新株予約権の行使により発行される予定の128,400株が含まれております。

(注) 2. 2022年1月31日に東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場しております。

#### (2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権 (2015年11月25日臨時株主総会決議)

	最近中間会計期間末現在 (2023年5月31日)	公表日の前月末現在 (2023年7月31日)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2 当社使用人 60	当社取締役 2 当社使用人 59
新株予約権の数(個)	49,600	49,000(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	49,600(注) 1	49,000(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	434(注) 2	434(注) 2
新株予約権の行使期間	自 2017年12月1日 至 2025年11月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 434(注) 3 資本組入額 217(注) 3	発行価格 434(注) 3 資本組入額 217(注) 3
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、権利行使時ににおいても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。 ②新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の行使は認めない。 ③新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日及び権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日以後において新株予約権を行使することができる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、

かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数}}{\text{又は処分株式数}} \times \frac{1\text{株当たり払込金額}}{\text{又は処分価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合においては、払込に係る額の2分の1を資本金に計上し（計算の結果生じる1株未満の端数は、これを切り上げた額を資本金に計上する）、その余りを資本準備金として計上する。

第2回新株予約権（2016年8月31日臨時株主総会決議）

	最近中間会計期間末現在 (2023年5月31日)	公表日の前月末現在 (2023年7月31日)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2 当社使用人 13	当社取締役 2 当社使用人 13
新株予約権の数（個）	5,500	5,500（注）
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	5,500（注） 1	5,500（注） 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	510（注） 2	510（注） 2
新株予約権の行使期間	自 2018年9月6日 至 2026年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 510（注） 3 資本組入額 255（注） 3	発行価格 510（注） 3 資本組入額 255（注） 3
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、権利行使時ににおいても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。 ②新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の行使は認めない。 ③新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日及び権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日以後において新株予約権を行使することができる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行

われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数}}{\text{又は処分株式数}} \times \frac{1\text{株当たり払込金額}}{\text{又は処分価額}}}{1}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合においては、払込に係る額の2分の1を資本金に計上し（計算の結果生じる1株未満の端数は、これを切り上げた額を資本金に計上する）、その余りを資本準備金として計上する。

### 第3回新株予約権（2017年11月27日臨時株主総会決議）

	最近中間会計期間末現在 (2023年5月31日)	公表日の前月末現在 (2023年7月31日)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1 当社使用人 42	当社取締役 1 当社使用人 42
新株予約権の数（個）	14,000	14,000（注）
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	14,000（注） 1	14,000（注） 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	950（注） 2	950（注） 2
新株予約権の行使期間	自 2019年12月1日 至 2027年11月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 950（注） 3 資本組入額 475（注） 3	発行価格 950（注） 3 資本組入額 475（注） 3
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。 ②新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の行使は認めない。 ③新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日及び権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日以後において新株予約権を行使することができる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行わる、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times 1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合においては、払込に係る額の2分の1を資本金に計上し（計算の結果生じる1株未満の端数は、これを切り上げた額を資本金に計上する）、その余りを資本準備金として計上する。

第4回新株予約権（2019年2月26日定時株主総会決議）

	最近中間会計期間末現在 (2023年5月31日)	公表日の前月末現在 (2023年7月31日)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1 当社使用人 14	当社取締役 1 当社使用人 14
新株予約権の数（個）	12,200	12,200（注）
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	12,200（注） 1	12,200（注） 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	956（注） 2	956（注） 2
新株予約権の行使期間	自 2021年3月2日 至 2029年2月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 956（注） 3 資本組入額 478（注） 3	発行価格 956（注） 3 資本組入額 478（注） 3
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。 ②新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の行使は認めない。 ③新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日及び権利行使期間の開始日のいざれか遅い方の日以後において新株予約権を行使することができる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\frac{\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数}} + \frac{\text{新規発行株式数}}{\text{新規発行株式数又は処分株式数}} \times \frac{1\text{株当たり払込金額}}{\text{又は処分価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times 1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合においては、払込に係る額の2分の1を資本金に計上し（計算の結果生じる1株未満の端数は、これを切り上げた額を資本金に計上する）、その余りを資本準備金として計上する。

第5回新株予約権（2022年7月5日臨時株主総会決議）

	最近中間会計期間末現在 (2023年5月31日)	公表日の前月末現在 (2023年7月31日)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2 当社使用人 105	当社取締役 2 当社使用人 102
新株予約権の数（個）	49,500（注）	48,600（注）
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	49,500（注） 1	48,600（注） 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,100（注） 2	1,100（注） 2
新株予約権の行使期間	自 2024年7月21日 至 2032年7月5日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,100（注） 3 資本組入額 550（注） 3	発行価格 1,100（注） 3 資本組入額 550（注） 3
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、権利行使時ににおいても、当社又は当子会社の取締役、従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。 ②新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の行使は認めない。 ③新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日及び権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日以後において新株予約権を行使することができる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調

整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} = \frac{\text{調整前}}{\text{行使価額}} \times \frac{\text{既発行}}{\text{株式数}} + \frac{\text{新規発行株式数}}{\text{又は処分株式数}} \times \frac{\text{1株当たり払込金額}}{\text{又は処分価額}} \\ \text{行使価額} \end{array}$$

既発行株式数 + 新規発行株式数又は処分株式数

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times 1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合においては、払込に係る額の2分の1を資本金に計上し（計算の結果生じる1株未満の端数は、これを切り上げた額を資本金に計上する）、その余りを資本準備金として計上する。

（3）【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

（4）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（5）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2022年12月1日～ 2023年5月31日	—	1,000,000	—	50,000	—	—

（6）【所有者別状況】

2023年5月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	3	—	—	3	6	
所有株式数(単元)	—	—	—	751	—	—	9,249	10,000	
所有株式数の割合(%)	—	—	—	7.5	—	—	92.5	100	

(7) 【大株主の状況】

2023年5月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
町田 正一 (注) 1	東京都目黒区	874,900	87.49
株式会社 ビデオリサーチ	東京都千代田区三番町 6-17	50,000	5.00
町田 香織 (注) 2	東京都目黒区	30,000	3.00
株式会社 ドウ・ハウス	東京都千代田区五番町 6-1	25,000	2.50
木原 康博 (注) 3	東京都品川区	20,000	2.00
株式会社 MAM	東京都港区六本木 6-3-1	100	0.01
計	—	1,000,000	100.00

(注) 1. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役)  
 2. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役の配偶者)  
 3. 特別利害関係者等 (当社の取締役)  
 4. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を切り捨てております。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023年5月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 1,000,000	10,000	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,000,000	—	—
総株主の議決権	—	10,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権（2015年11月25日臨時株主総会決議）

決議年月日	2015年11月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役1名、元当社取締役1名、当社従業員128名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）付与対象者の退職による権利の喪失等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役2名、当社従業員59名となっております。

第2回新株予約権（2016年8月31日臨時株主総会決議）

決議年月日	2016年8月31日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役1名、元当社取締役1名 当社監査役1名、当社従業員32名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）付与対象者の退職による権利の喪失等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役2名、当社従業員12名となっております。

第3回新株予約権（2017年11月27日臨時株主総会決議）

決議年月日	2017年11月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役1名、当社従業員86名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）付与対象者の退職による権利の喪失等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社従業員41名となっております。

第4回新株予約権（2019年2月26日定時株主総会決議）

決議年月日	2019年2月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役1名、当社従業員34名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）付与対象者の退職による権利の喪失等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社従業員14名となっております。

### 第5回新株予約権（2022年7月5日臨時取締役会決議）

決議年月日	2022年7月5日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役2名、当社従業員121名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）付与対象者の退職による権利の喪失等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役2名、当社従業員100名となっております。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

## 3 【配当政策】

当社は、現在成長過程におり、一層の事業拡大と経営基盤の安定を目指しており、優秀な人材の獲得や教育環境の整備、システム開発等の投資といった事業基盤の整備をすることが優先課題と認識しており、創業以来配当を実施しておりませんが、株主に対する利益還元も経営の重要な課題であると認識しております。

今後の株主への配当政策としましては、業績や財務の状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。

内部留保資金につきましては、経営基盤の強化と今後の事業展開への備えに役立てていく方針であります。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は、中間配当を取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

## 4 【株価の推移】

### 【最近6か月間の月別最高・最低株価】

月別	2022年12月	2023年1月	2月	3月	4月	5月
最高（円）	—	—	—	—	—	—
最低（円）	—	—	—	—	—	—

（注）1. 当社株式は2022年1月31日付で東京証券取引所（TOKYO PRO Market）へ上場したため、それ以前の株価について該当事項はありません。

2. 最高・最低株価は東京証券取引所（TOKYO PRO Market）におけるものです。

3. 2022年12月から2023年5月について売買実績はありません。

## 5 【役員の状況】

男性 7名 女性 1名 (役員のうち女性の比率ー%)

役名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役	町田 正一	1967年1月3日生	1989年4月 1994年1月 1995年11月 1997年4月 1999年9月 1999年10月 2001年12月 シンガポール株式会社入社 株式会社ウォータースタジオ入社 有限会社KGS入社 株式会社ATS入社 株式会社エイバックズームインターネット入社 株式会社川上商店入社 当社設立代表取締役 (現任)	(注) 1	874,900
取締役 営業部長	水城 良祐	1981年12月3日生	2004年4月 2008年2月 2014年6月 2015年10月 2016年2月 株式会社エリアクエスト入社 当社入社 当社営業部ゼネラルマネージャー 当社取締役就任(現任) 当社営業部長就任 (現任)	(注) 1	—
取締役 管理部長	飯田 恒介	1978年12月20日生	2002年5月 2004年10月 2007年2月 2012年4月 2014年10月 2016年1月 2018年10月 2019年2月 海老公認会計士事務所入所 株式会社エイジアン・パートナーズ入社 株式会社マクロミル入社 株式会社マクロミルエムブレイン取締役 株式会社マクロミルグローバル推進室長 同社経営戦略室／CEO室長 当社入社／当社管理部長就任 (現任) 当社取締役就任 (現任)	(注) 1	—
取締役	木原 康博	1962年7月25日生	1985年4月 2007年10月 2008年6月 2010年7月 2011年2月 2013年4月 2013年6月 2015年8月 2015年10月 2015年12月 2016年6月 2018年6月 2018年12月 2022年7月 日本電気株式会社入社 パシフィックマネジメント株式会社入社 株式会社マクロミル執行役員 株式会社エー・アイ・ピー (現楽天インサイト・グローバル株式会社) 監査役 株式会社マクロミル上席執行役員COO 株式会社マクロミルアセットマネジメント代表取締役 株式会社マクロミルエムブレイン取締役 株式会社MAM代表取締役 (現任) 株式会社マークアイ取締役 株式会社MAM FILM取締役 当社取締役 株式会社グライダーアソシエイツ監査役 (現任) アダプティブ株式会社監査役 (現任) 株式会社ネクスゲート社外取締役 ジョーカーフィルムズ株式会社監査役 (現任) 当社取締役就任 (現任)	(注) 1	20,100
取締役 (監査等委員)	鈴木 親	1964年5月28日生	2001年4月 2008年5月 2012年1月 2012年4月 株式会社バックスグループ 内部監査部長 株式会社サニクリーン 経営管理室内部監査課長 株式会社アマガサ入社 株式会社アマガサ 常勤監査役	(注) 2	—

			2014年4月 2014年6月 2015年4月 2018年2月 2018年4月 2019年4月 2019年12月 2022年7月	同退任 株式会社アマガサ 経営企画室長 同社取締役就任 同社取締役内部監査室長 同社常務取締役内部監査室長 同社取締役内部監査室長 当社監査役 当社取締役（監査等委員）就任（現任）		
取締役 (監査等委員)	大内 智	1970年10月4日生	1995年4月 1997年6月 2000年4月 2004年9月 2016年8月 2016年8月	大内義雄税務会計事務所入所 大内智税務会計事務所開設 西新宿法務会計事務所開設 ベンチャー支援税理士法人開設 代表 社員（現任） 当社取締役就任 当社取締役（監査等委員）就任（現任）	(注) 2	—
取締役 (監査等委員)	塩月 潤道	1958年9月10日生	1987年9月 2000年7月 2001年1月 2003年4月 2007年8月 2009年8月 2018年4月 2022年7月	クレディスイス銀行東京支店入行 株式会社ブリッジジャパン経理部長 株式会社テレレートジャパンホールディング監査役 株式会社サポートネット経理財務部長 株式会社バックスグループ経理財務統括 株式会社サニクリーン監査室室長（現任） 株式会社アマガサ監査役（現任） 当社取締役（監査等委員）就任（現任）	(注) 2	—
計						895,000

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は、2023年2月24日開催の定時株主総会終結の時から選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
2. 監査等委員である取締役の任期は、2022年7月5日開催の臨時株主総会終結の時から選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
3. 2022年7月5日開催の臨時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社に移行しております。
4. 木原康博、鈴木親、大内智及び塩月潤道は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
5. 木原康博の所有株式数には、本人が代表取締役を務める株式会社MAMが所有する当社株式100株を含んでおります。
6. 当社では、執行役員制度を導入しております。執行役員の担当及び氏名は以下のとおりであります。
- 執行役員 実査部長 南雲健司

## 第6 【経理の状況】

### 1 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 52 年大蔵省令第 38 号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第 116 条第 3 項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第 3 項の規定に基づき、当中間会計期間（2022 年 12 月 1 日から 2023 年 5 月 31 日まで）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

### 3 中間連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

## 1 【中間財務諸表等】

### (1) 【中間財務諸表】

#### ① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年11月30日)	当中間会計期間 (2023年5月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	737,077	1,038,362
受取手形	1,638	3,702
売掛金	469,526	378,317
仕掛品	68,922	29,704
その他	29,039	29,553
貸倒引当金	△2,909	△3,786
流動資産合計	1,303,296	1,475,852
固定資産		
有形固定資産	※1 54,673	※1 49,484
無形固定資産	68,795	82,215
投資その他の資産		
繰延税金資産	115,463	141,527
敷金	88,791	84,029
その他	474	1,250
貸倒引当金	—	△622
投資その他の資産合計	204,729	226,185
固定資産合計	328,199	357,885
資産合計	1,631,496	1,833,737

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年11月30日)	当中間会計期間 (2023年5月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	143,563	104,187
1年内返済予定の長期借入金	※2 34,040	※2 一
未払費用	126,898	133,822
未払法人税等	93,282	109,203
賞与引当金	87,981	63,254
ポイント引当金	185,758	210,714
その他	131,441	116,030
流動負債合計	802,965	737,213
固定負債		
退職給付引当金	51,489	55,308
その他	一	38,308
固定負債合計	51,489	93,616
負債合計	854,454	830,829
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	723,587	944,271
利益剰余金合計	723,587	944,271
株主資本合計	773,587	994,271
新株予約権	3,454	8,635
純資産合計	777,041	1,002,907
負債純資産合計	1,631,496	1,833,737

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2021年12月1日 至 2022年5月31日)	当中間会計期間 (自 2022年12月1日 至 2023年5月31日)
売上高	2,044,612	2,290,507
売上原価	1,176,325	1,378,914
売上総利益	868,287	911,592
販売費及び一般管理費	※1 577,585	※1 626,475
営業利益	290,701	285,116
営業外収益		
受取利息	2	3
為替差益	562	—
広告料収入	822	948
補助金収入	46	18,417
その他	14	0
営業外収益合計	1,448	19,369
営業外費用		
支払利息	177	37
為替差損	—	917
上場関連費用	8,051	—
貸倒引当金繰入	—	311
その他	35	12
営業外費用合計	8,265	1,278
経常利益	283,884	303,208
税引前中間純利益	283,884	303,208
法人税、住民税及び事業税	103,532	108,588
法人税等調整額	△9,145	△26,064
法人税等合計	94,386	82,524
中間純利益	189,498	220,684

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 2021年12月1日 至 2022年5月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本			株主資本合計	純資産合計					
	利益剰余金		利益剰余金合計							
	その他利益剰余金	繰越利益剰余金								
当期首残高	50,000	544,703	544,703	594,703	594,703					
当中間期変動額										
中間純利益		189,498	189,498	189,498	189,498					
当中間期変動額合計	—	189,498	189,498	189,498	189,498					
当中間期末残高	50,000	734,202	734,202	784,202	784,202					

当中間会計期間（自 2022年12月1日 至 2023年5月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本			株主資本合計	新株予約権	純資産合計							
	利益剰余金		利益剰余金合計										
	その他利益剰余金	繰越利益剰余金											
当期首残高	50,000	723,587	723,587	773,587	3,454	777,041							
当中間期変動額													
中間純利益		220,684	220,684	220,684		220,684							
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					5,181	5,181							
当中間期変動額合計	—	220,684	220,684	220,684	5,181	225,865							
当中間期末残高	50,000	944,271	944,271	994,271	8,635	1,002,907							

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2021年12月1日 至 2022年5月31日)	当中間会計期間 (自 2022年12月1日 至 2023年5月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	283,884	303,208
減価償却費	13,300	14,703
株式報酬費用	—	5,181
上場関連費用	8,051	—
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△729	1,499
賞与引当金の増減額（△は減少）	△18,650	△24,726
退職給付引当金の増減額（△は減少）	—	3,819
ポイント引当金の増減額（△は減少）	25,763	24,955
受取利息	△2	△3
支払利息	177	37
補助金収入	△46	△18,417
売上債権の増減額（△は増加）	37,833	88,523
仕掛品の増減額（△は増加）	9,280	39,218
仕入債務の増減額（△は減少）	△12,973	△39,376
未払金の増減額（△は減少）	△25,930	△5,524
その他流動資産の増減額（△は増加）	△6,186	△579
その他流動負債の増減額（△は減少）	△18,172	11,129
小計	295,601	403,649
利息の受取額	2	3
利息の支払額	△177	△37
補助金の受取額	46	59,018
上場関連費用の支出	△8,051	—
法人税等の支払額	△59,212	△92,667
営業活動によるキャッシュ・フロー	228,208	369,966
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△1,720	△12,477
無形固定資産の取得による支出	△23,430	△21,935
敷金保証金の預け入れによる支出	—	△229
敷金保証金の返還による収入	63	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△25,088	△34,641
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△36,532	△34,040
財務活動によるキャッシュ・フロー	△36,532	△34,040
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	166,587	301,284
現金及び現金同等物の期首残高	566,429	737,077
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 733,016	※ 1,038,362

## 【注記事項】

### (重要な会計方針)

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- その他有価証券
- 市場価格のない株式等
- 移動平均法による原価法

#### 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 仕掛品
  - 個別法による原価法
- (貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

#### 3. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3年～30年
器具及び備品	4年～10年

##### (2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### 4. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

##### (3) ポイント引当金

調査パネルへ付与した将来ポイントの交換による費用発生に備えるため、当事業年度末において、将来利用されると見込まれる額を計上しております。

##### (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

#### 5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

マーケティング・リサーチ事業

マーケティング・リサーチ事業においては、国内外において、マーケティング・リサーチに関するサービスを提供しており、契約に基づくサービス提供が完了により、顧客に当該サービスの支配が移転し、履行義務が充足されることから、顧客による検収が完了した時点で収益を認識しております。

## 6. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

### (会計方針の変更)

#### (時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することいたしました。これによる中間財務諸表への影響はありません。

### (中間貸借対照表関係)

#### ※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2022年11月30日)	当中間会計期間 (2023年5月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	40,023千円	44,522千円

※2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく中間会計期間末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年11月30日)	当中間会計期間 (2023年5月31日)
当座貸越極度額	230,000千円	230,000千円
借入実行残高	—	—
差引額	230,000〃	230,000〃

### (中間損益計算書関係)

#### ※1 売上費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2021年12月1日 至 2022年5月31日)	当中間会計期間 (自 2022年12月1日 至 2023年5月31日)
貸倒引当金繰入額	△729千円	1,188千円
給料手当	200,926〃	196,931〃
賞与引当金繰入額	27,712〃	20,739〃
退職給付費用	—〃	307〃
地代家賃	70,687〃	74,462〃
減価償却費	8,907〃	9,905〃

#### 2. 減価償却実施額は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2021年12月1日 至 2022年5月31日)	当中間会計期間 (自 2022年12月1日 至 2023年5月31日)
有形固定資産	3,193千円	4,499千円
無形固定資産	5,714〃	5,406〃

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間（自 2021年12月 1 日 至 2022年5月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,000,000	—	—	1,000,000
合計	1,000,000	—	—	1,000,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2022年12月 1 日 至 2023年5月 31 日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,000,000	—	—	1,000,000
合計	1,000,000	—	—	1,000,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2021年12月 1 日 至 2022年5月31日)	当中間会計期間 (自 2022年12月 1 日 至 2023年5月31日)
現金及び預金勘定	733,016千円	1,038,362千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	—	—
現金及び現金同等物	733,016〃	1,038,362〃

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2022年11月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価（千円）	差額（千円）
敷金	88,791	88,806	15
資産計	88,791	88,806	15

(注) 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「買掛金」「未払法人税等」「1年内返済予定の長期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当中間会計期間（2023年5月31日）

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価（千円）	差額（千円）
敷金	84,029	84,047	18
資産計	84,029	84,047	18

(注) 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「買掛金」「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度末（2022年11月30日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（2023年5月31日）

該当事項はありません。

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度末（2022年11月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	—	88,806	—	88,806
資産計	—	88,806	—	88,806

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金

敷金の時価は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

当中間会計期間（2023年5月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	—	84,047	—	84,047
資産計	—	84,047	—	84,047

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金

敷金の時価は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(ストック・オプション等関係)

ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前中間会計期間	当中間会計期間
売上原価	—	2,170千円
販売費及び一般管理費	—	3,011千円

(資産除去債務関係)

前中間会計期間（自 2021年12月1日 至 2022年5月31日）

不動産賃貸借契約に関する敷金について、回収が最終的に見込めないと認められる金額（賃借建物の原状回復費用）を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっており、資産除去債務の負債計上は行っておりません。

なお、当中間会計期間の負担に属する金額は、見込まれる入居期間に基づいて算出しております。

当中間会計期間（自 2022年12月1日 至 2023年5月31日）

不動産賃貸借契約に関する敷金について、回収が最終的に見込めないと認められる金額（賃借建物の原状回復費用）を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっており、資産除去債務の負債計上は行っておりません。

なお、当中間会計期間の負担に属する金額は、見込まれる入居期間に基づいて算出しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間会計期間（自 2021年12月1日 至 2022年5月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント
	マーケティング・リサーチ事業
オンライン調査	1,339,178
オフライン調査	550,488
その他	154,946
顧客との契約から生じる収益	2,044,612
外部顧客への売上高	2,044,612

当中間会計期間（自 2022年12月1日 至 2023年5月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント
	マーケティング・リサーチ事業
オンライン調査	1,108,419
オフライン調査	819,454
その他	362,632
顧客との契約から生じる収益	2,290,507
外部顧客への売上高	2,290,507

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

顧客との契約から生じた債権の残高

(単位：千円)

	前事業年度	当中間会計期間
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	422,111	471,165
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	471,165	382,020
契約負債（期首残高）	12,447	16,120
契約負債（期末残高）	16,120	7,190

(セグメント情報等)

**【セグメント情報】**

前中間会計期間（自 2021年12月1日 至 2022年5月31日）

当社は、マーケティング・リサーチ事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

当中間会計期間（自 2022年12月1日 至 2023年5月31日）

当社は、マーケティング・リサーチ事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

**【関連情報】**

前中間会計期間（自 2021年12月1日 至 2022年5月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高 10%以上占める相手先がないため、記載はありません。

当中間会計期間（自 2022年12月1日 至 2023年5月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高 10%以上占める相手先がないため、記載はありません。

**【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】**

前中間会計期間（自 2021年12月1日 至 2022年5月31日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2022年12月1日 至 2023年5月31日）

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】**

前中間会計期間（自 2021年12月1日 至 2022年5月31日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2022年12月1日 至 2023年5月31日）

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】**

前中間会計期間（自 2021年12月1日 至 2022年5月31日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2022年12月1日 至 2023年5月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前中間会計期間 (自 2021年12月 1 日 至 2022年 5月31日)	当中間会計期間 (自 2022年12月 1 日 至 2023年 5月31日)
1株当たり純資産額	784円20銭	994円27銭
1株当たり中間期純利益	189円50銭	220円68銭
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	182円15銭	212円92銭

(注) 1. 当社は2022年1月31日に東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに上場したため、前中間会計期間における潜在株式調整後1株当たり中間純利益は、新規上場日から前中間会計期間末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2021年12月 1 日 至 2022年 5月31日)	当中間会計期間 (自 2022年12月 1 日 至 2023年 5月31日)
1株当たり中間純利益		
中間純利益 (千円)	189,498	220,684
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る中間純利益 (千円)	189,498	220,684
普通株式の期中平均株式数 (株)	1,000,000	1,000,000
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益		
中間純利益調整額 (千円)	—	—
普通株式増加数 (株)	90,200	36,489
(うち新株予約権 (株))	(90,200)	(36,489)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権の概要は「第5 発行者の状況 1株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載の通りであります。	新株予約権 1種類 個数 52,400 個 普通株式 52,400株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

## 第8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年 12 月 1 日から翌年 11 月 30 日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内
基準日	毎年 11 月 30 日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年 5 月 31 日 毎年 11 月 30 日
1 単元の株式数	100 株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 番 1 号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 番 1 号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り（注）	
取扱場所	東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 番 1 号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 番 1 号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 <a href="https://www.asmarq.co.jp/ir/">https://www.asmarq.co.jp/ir/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第二部【特別情報】

### 第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

2023年8月29日

株式会社アスマーツ  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
横浜事務所

指定有限責任社員 公認会計士 細野和寿  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森竹美江  
業務執行社員

## 中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アスマーツの2022年12月1日から2023年11月30日までの第22期事業年度の中間会計期間（2022年12月1日から2023年5月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アスマーツの2023年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2022年12月1日から2023年5月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関する投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上